

大船渡市道路事業実施計画

大 船 渡 市

令和 3 年 3 月

目 次

I	はじめに	
1	計画策定の目的	1
2	「大船渡市道路事業実施計画」の内容	1
3	計画期間	1
4	大船渡市総合計画と道路が担う政策項目	2
II	道路整備の基本方針	
1	良好な生活空間の創造 ～市民生活の基盤となる道づくりの推進～	3
2	交通・港湾物流ネットワークの充実 ～幹線道路網となる道づくりの推進～	4
3	市民生活に身近な安全の確保 ～安全安心な暮らしの実現に向けた道づくりの推進～	5
III	事業箇所	
	一覧	6
	位置図	7

I はじめに

1 計画策定の目的

大船渡市では、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画期間とする「大船渡市総合計画2021」を策定し、計画に掲げた基本目標の実現に向けて7つの政策分野を推進していきます。

人口減少・少子高齢化や社会資本の老朽化が進む中で、安全・安心や産業・観光振興を支える道路整備等について多くの要望が寄せられています。

限られた財源の中でこれらの道路整備等を着実に進めていくため、道路整備の基本方針、事業箇所等を示した「大船渡市道路事業実施計画」を策定するものです。

なお、本計画は、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による国費率のかさ上げ措置が、令和9（2027）年度まで継続されることとなったことを踏まえ策定するものであり、当面5年間の「道路の整備に関するプログラム」として位置づけるものです。

2 「大船渡市道路事業実施計画」の内容

- ・道路整備の基本方針
- ・事業箇所、位置図（掲載事業：交付金等による整備事業）

※ 記載内容は現時点での目標等であり、今後、社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行っていきます。

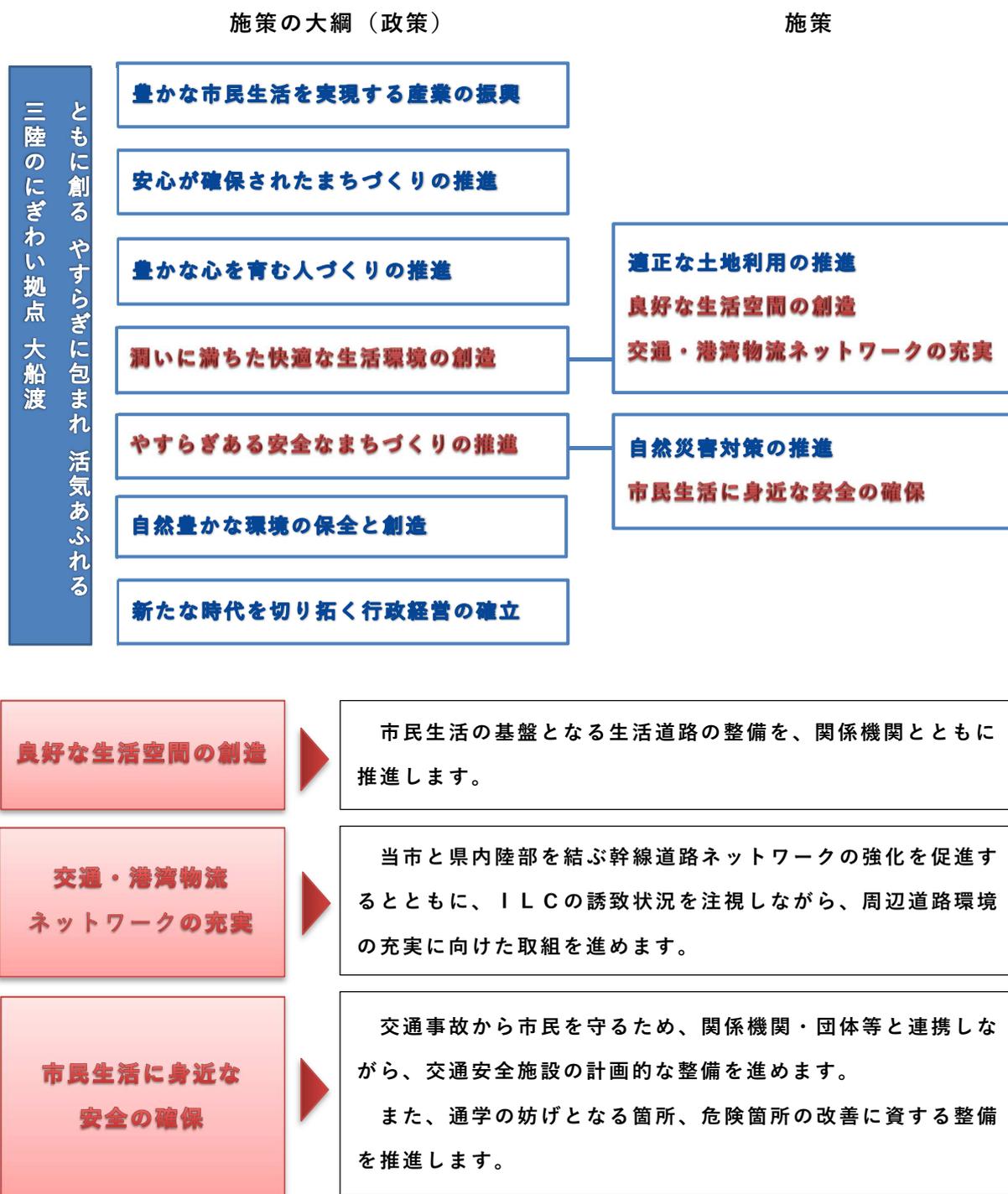
3 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

4 大船渡市総合計画と道路が担う政策項目

大船渡市総合計画は、市の将来像やまちづくりの目標を明確にしたもので、将来都市像『ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる三陸のにぎわい拠点 大船渡』のもと7つの政策の大綱、32の施策からなっています。

道路事業は、「潤いに満ちた快適な都市環境の創造」と「やすらぎのある安全なまちづくりの推進」の2つの政策、そのうちの3つの施策を柱に事業を展開していきます。



Ⅱ 道路整備の基本方針

1 良好な生活空間の創造

～市民生活の基盤となる道づくりの推進～

現状と課題

生活道路は、市民の日常生活を支える重要な都市基盤であることから、道路パトロールや地域からの情報提供に基づき、適切な維持管理を実施しています。また、道路施設の長寿命化を図るとともに、優先度・緊急度を勘案の上、総合計画実施計画等に基づいた新設・改良を進めることが必要です。

取組の方針

生活道路の整備は、上下水道、公園・緑地等の整備とともに一体的に整備を進めることが、良好な生活空間の創造に寄与することから、各種計画との整合性を考慮し、利便性と安全性の向上に資する道路整備を推進します。



2 交通・港湾物流ネットワークの充実

～幹線道路網となる道づくりの推進～

現状と課題

市内を走る幹線道路のうち、三陸沿岸道路は令和3年内に全線が供用開始予定であり、主要地方道大船渡綾里三陸線及び大船渡広田陸前高田線、一般県道丸森権現堂線及び碁石海岸線は、まちづくりと連動した新たな県道として着実に整備が進められています。

また、大船渡港においても ILC の誘致を想定した大船渡港の活用等プランを基に、物流ネットワークの最適化を提案していることから、幹線道路に接続する市道もそれらに見合うよう整備を進める必要があります。

取組の方針

物流ネットワーク道路は、さらなる交流人口の拡大、新たな物流ネットワークの構築による大船渡港の一層の利用促進の観点からも、関係機関と連携を図り積極的に整備を推進します。



3 市民生活に身近な安全の確保

～安全安心な暮らしの実現に向けた道づくりの推進～

現状と課題

東日本大震災のからの復旧・復興事業の影響により交通環境が大きく変化しています。この様な現状を踏まえ、関係機関等と連携して交通安全運動を推進しています。

また、通学路を始めとする道路の危険箇所への交通安全施設の設置や、学校の統廃合にともなう通学路の整備については、地域からの要望を踏まえつつ、緊急性や地域事情を考慮して計画的に整備を進めることが必要です。

取組の方針

通学路等の交通事故防止のため、地域要望をはじめ、関係機関と合同で実施する交通安全施設点検等を通じて情報収集に努め、関係者等に対して適切な対応を要請するとともに、通学路交通安全プログラムにおける関係機関との連携の下、学校の統廃合も念頭に置き、交通安全施設の計画的な整備を推進します。



Ⅲ 事業箇所

■ 一覧

No.	路線名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	全体事業費 (百万円)	着手年度	計画期間 整備目標	道路整備 基本方針
①	(他) 市役所庁舎前線	道路新設 L=420m	171	H27	R3供用	1・3
②	(1) 後ノ入線	道路改良 L=300m	1,433	R4	R6共用	1・2・3
③	(1) 蛸ノ浦合足線	道路改良 L=170m		R4	R6共用	1・2・3
④	(2) 盛線	道路改良 L=920m		R2	R5共用	1・3
⑤	(他) 下平線	道路改良 L=300m		R2	R3供用	1・3
⑥	(他) 和野線	道路改良 L=400m		R2	R4共用	1・3
⑦	(他) 山口6号線	道路改良 L=300m		R4	R6共用	1
⑧	(1) 野々田川口橋線	舗装修繕 L=1,350m		540	R3	R6共用
⑨	(1) 田茂山佐野線	舗装修繕 L=670m	R1		R3供用	1・2
⑩	(1) 中井大橋線	舗装修繕 L=125m	R3		R3供用	1・2・3
⑪	(2) 役料新田線	舗装修繕 L=550m	R4		R5共用	1
⑫	(2) 茶屋前山馬越線	舗装修繕 L=230m	R4		R4共用	1・3
⑬	(2) 大野線	法面防災対策	R3		R4共用	1・3
⑭	(他) 下船渡公園線	法面防災対策	R2		R3供用	1・3
⑮	(他) 扇洞線	法面防災対策	R3		R4共用	1・3
⑯	(1) 小石浜砂子浜線	法面防災対策	R2		R3供用	1・2・3
⑰	道路照明設置事業	道路照明設置	R3		整備推進	1・2・3

- ※ (1) 1級市道
 (2) 2級市道
 (他) その他市道

- ※ 道路整備基本方針
 1 市民生活の基盤となる道づくりの推進
 2 幹線道路網となる道づくりの推進
 3 安全安心な暮らしの実現に向けた道づくりの推進

■ 位置图

